「「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」に対する意見募集」

に対して提出された意見とそれらに対する総務省の考え方

(意見募集期間:令和4年3月26日(土)~令和4年4月25日(月))

【意見提出 38件(法人6件、個人32件)】

No.	提出された意見	意見に対する 総務省の考え方	提出意見 を踏まえ た案の修 正の有無
1 — 1	<電波の有効利用評価について>本年予定されている電波法改正においては、技術の進展等に対応したより適切な電波の有効利用評価を行うため、電波監理審議会の機能強化として、電波の有効利用の程度の評価(有効利用評価)を行うことが盛り込まれていると認識しております。この点に関し、当社は周波数の有効利用評価において、客観的データによる実績を評価することが妥当であると考えており、具体的には、以下の3つの観点等を今後の検討において考慮頂くことを希望いたします。 ①トラヒック観点として、周波数を基軸とした1MHz当たりの総トラヒックによる評価や、より多くのトラヒックを多くの基地局で提供している状況を評価するためのトラヒックデータ量に基地局の設置密度などを組み入れた指標等にて評価頂くこと。 ②周波数帯別トラヒック観点として、周波数帯の特性に応じてその活用方法が異なることを考慮し、周波数帯別の実績トラヒックデータとトラヒックデータの意味するところを事業者から電波監理審議会へご報告・ご説明するなどの機会等を検討頂くこと。 ③カバレッジ観点として、第三者による実測調査なども視野に入れたカバレッジ評価等にて、評価頂くこと。 また、スポット的な活用が見込まれる高周波数帯については、トラヒックがある基地局設置数などニーズに応じた展開状況が分かる評価方法の検討が必要であると考えます。	内容とする「電波法及び放送法の一部を改正する法律案」について国会で御審議いただいているところです。同法案では、同審議会が、あらかじめ、有効利用評価の基準及び方法その他有効利用評価の実施に必要な事項に関する方針を定めて公表することとしています。	無

	【株式会社NTTドコモ】		
1 - 2	今後に向けた主な課題にも記されている通り、「トラヒック」「カバレッジ」「新	考え方1-1に同じ。	無
	技術導入」の検討に際しては、事業者も含めた検討会等において、引き続き、議		
	論されることが必要であると考えます。		
	【株式会社NTTドコモ】		
1 - 3	<評価結果案の記載内容について>	御指摘を踏まえ修正をさせていただきま	有
	以下の2点の内容について、ご確認をお願い致します。	す。	
	①5 G高度特定基地局		
	カバレッジ進捗評価② (5G基盤展開率) 及び進捗評価総合評価について、		
	評価基準と相違する部分があるように見受けられますので、再度ご確認いた		
	だければ幸いです。		
	②データトラヒック (全国)		
	当社による令和2年度調査回答の訂正が未反映となっておりますので、再		
	度ご確認いただければ幸いです。		
	【株式会社NTTドコモ】		
2 - 1	【第1章 移動通信システムの概況と電波の利用状況調査について 第6節 本	現在、電波監理審議会が電波の有効利用の	無
	調査の評価について 2. 評価基準について (1) 各周波数帯の評価の評価基	程度の評価(有効利用評価)を行うこと等を	
	準 ②-1 通信速度向上等に資する技術導入(実績評価)(ページ番号:11)】		
	通信速度向上等に資する技術導入の評価は、電波の能率的な利用を確保する観		
	点から、適切な評価が行われていると考えております。また、「令和2年度携帯電		
	話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」における弊社が意見	. ,,,,,,,	
	を述べさせていただいたアップリンク高度化技術などの評価軸を加えて頂き、感		
	謝申し上げます。	る方針を定め公表することとしています。	
	一方で、新たに加えて頂いたアップリンク高度化技術「UL64QAM」はA〜C評価に		
	反映頂きましたが、S評価への反映には至っておりません。		
	同技術は、DL256QAMと同時期に標準化がなされており同世代の技術と解される		
	ため、S評価への反映について引き続きご検討下さいますようお願い申し上げま		
	す。		
	【KDDI株式会社】		
2 - 2	【第2章 調査結果の概要及び評価結果 第1節 各周波数帯の調査結果の概	御指摘を踏まえ修正をさせていただきま	有
	要及び評価結果 第10款 調査結果の概要 (1.7GHz帯①) (ページ番号:24)】	す。	

	KDDI/沖縄セルラー電話の面積カバー率が、弊社提出値と異なるため、訂正をお		
	願いします。		
	【誤】35.7% -> 【正】3.8%		
	本訂正に伴い、「平均値」欄、「面積カバー率」棒グラフ等の訂正もお願いしま		
	す。		
	【KDDI株式会社】		
2 - 3	【第3章 今後に向けた主な課題 (1)カバレッジの評価方法、(2)通信速	考え方2-1に同じ。	無
	度向上等に資する技術導入の評価方法(ページ番号:63)】	1707 2 1 (C) 0 0	7111
	これまでの利用状況調査では、調査結果を提出した後に評価基準が公表されて		
	おります。		
	7 7 2 7 9		
	周波数有効利用を促進するためには、評価基準の透明性、予見性を高められる		
	ことが重要と考えており、今後の評価においては評価基準が早期に公表されるこ		
	とが適切と考えます。		
	その際には、パブリックコメントを募集頂き、広く意見を求めて下さいますよ		
	うお願い申し上げます。		
	【KDDI株式会社】		
3 - 1	- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	賛同の御意見として承ります。	無
3 – 1	1. 総論	賛同の御意見として承ります。	無
3 – 1	1. 総論	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1. 総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1. 総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」 (以下、「本調査」) は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1. 総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1.総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によ	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1. 総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1.総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。 また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチ	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1.総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチナバンドを含む全ての周波数帯域の区分で、適切な電波の有効利用がなされてい	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1.総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。 また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチ	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1.総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチナバンドを含む全ての周波数帯域の区分で、適切な電波の有効利用がなされてい	賛同の御意見として承ります。	無
3-1	1.総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチナバンドを含む全ての周波数帯域の区分で、適切な電波の有効利用がなされていると評価頂き、当社としても引き続きより一層の有効利用推進に努めていきたい	賛同の御意見として承ります。	無
	1.総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチナバンドを含む全ての周波数帯域の区分で、適切な電波の有効利用がなされていると評価頂き、当社としても引き続きより一層の有効利用推進に努めていきたいと考えます。	賛同の御意見として承ります。 電波法及び放送法の一部を改正する法律案	無無
	1.総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチナバンドを含む全ての周波数帯域の区分で、適切な電波の有効利用がなされていると評価頂き、当社としても引き続きより一層の有効利用推進に努めていきたいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】	電波法及び放送法の一部を改正する法律案	
	1. 総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチナバンドを含む全ての周波数帯域の区分で、適切な電波の有効利用がなされていると評価頂き、当社としても引き続きより一層の有効利用推進に努めていきたいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】 <電波法改正後の電波の利用状況調査について> 今国会に提出済みである電波法等の改正案では、「有効利用評価の基準及び方	電波法及び放送法の一部を改正する法律案 については現在国会にて御審議をいただいて	
	1.総論 「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」(以下、「本調査」)は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で有意義な調査であると考えます。 本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によって、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチナバンドを含む全ての周波数帯域の区分で、適切な電波の有効利用がなされていると評価頂き、当社としても引き続きより一層の有効利用推進に努めていきたいと考えます。 【ソフトバンク株式会社】 <電波法改正後の電波の利用状況調査について>	電波法及び放送法の一部を改正する法律案 については現在国会にて御審議をいただいて いるところでありますが、今後の調査につい	

	開計画への配慮が必要と考えます。加えて、事業者における作業負荷や経営戦略		
	等に対する影響への考慮が必要であり、調査項目は必要な範囲に限定していくべ	·	
	きと考えます。	有効利用評価の基準及び方法その他有効利用	
	評価指標や公表方法については、その内容次第では、ネットワーク戦略が競合		
	する他事業者から類推可能となりえる場合やビジネス戦略にも影響する懸念もあ		
	るため、電波法等の改正後においても現状と同様に事業者との綿密な連携や要望		
	に対する配慮をお願いします。		
	なお、調査項目の追加や変更が生じる場合には、事業者における新たな集計方		
	法の検討や検証作業が必要となることから、事業者との事前協議の実施と、十分		
	な準備期間の確保に対する柔軟な対応をお願いします。		
	【ソフトバンク株式会社】		
3 - 3	<トラヒックに着目した評価指標について>	頂いた御意見は、本パブリックコメントの	無
	本調査における移動通信システムの「データトラヒック」に関する調査結果か		
	らも分かるように、総データトラヒック等の各種調査結果は昨年度調査に比して	考とさせていただきます。	
	増大傾向にあり、5Gサービスの本格導入により今後益々トラヒック需要が増大す		
	ることが想像されます。本格的な5G時代において、トラヒック対策が重要である		
	ことは自明であり、トラヒック対策は周波数のひっ迫と密接に関連するものであ		
	ることから、今後の周波数割当てにおいては直接的にトラヒックに着目した指標		
	の導入が必要と考えます。		
	【ソフトバンク株式会社】		
3 - 4	2. 本調査及び来年度以降の調査に向けた主な課題について	今後の調査の実施の際の参考とさせていた	無
		だきます。	
	(ア) 調査項目と提出期限について		
	本調査から追加された周波数帯別トラヒック等、新たな作業を伴う調査項目の		
	追加は、事業者における集計方法の検討、確認及びデータ検証に時間を要するこ		
	と、また、作業過程における想定外の事象が発生する可能性もあることから、そ		
	の提出期限等については、事前に事業者と十分な協議を実施の上、調整いただく		
	ことを希望します。		
	【ソフトバンク株式会社】		
3 - 5		考え方2-1に同じ。	無
	現在の携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査においては、一部相対評		
	価が採用されていますが、電波の有効利用に関する評価には、相対評価よりも絶		

	対評価による方法がより適していると考えます。		
	例えば、基地局数については、現在基地局数の多寡のみによる相対評価を実施		
	していますが、基地局展開数には場所ごとに適正値があり、事業者の戦略によっ		
	ても異なるため、一概な基地局数のみの相対的な評価ではネットワーク品質や電		
	波の有効利用度合いを適切に表しているとは言えないと考えます。		
	したがって、前述の今後策定される「有効利用評価の基準」については、他事		
	業者との相対的な評価とは異なる有効利用の基準を設けた上で、その基準を満た		
	しているか否かによって電波の有効利用が図られているかを評価することが適当		
	と考えます。また、基準策定時においては、次世代システムへの切り替え(マイ		
	グレーション)時期や新規周波数の立ち上げ期といった単純な比較が困難な場合		
	があることにも考慮が必要です。		
	なお、電波全体の更なる有効利用を図るためには、携帯電話及び全国BWA帯域に		
	限定することなく、他の無線システムも含めて横断的に電波の有効利用を比較で		
	きるようなある程度共通の指標を検討することも重要と考えます。		
	【ソフトバンク株式会社】		
3 - 6	(ウ) 通信速度向上等に資する技術導入の評価方法に関する課題について	考え方2-1に同じ。	無
	事業者は整備計画に基づき、導入エリアや各種ソリューションを考慮の上、段		
	階的に最適なネットワークの構築を行っています。高度化技術の導入については、		
	早い段階で適切な場所に高度化技術を提供するため、導入当初は高度化技術の導		
	入率が一定レベルまで高まる傾向となりますが、その後は高度化技術の導入局の		
	絶対数は増えるものの、高度化技術に必ずしも適さないエリア(屋内等)を含め		
	た全基地局数の増加に伴い、全体からみた導入率は低下する傾向にあります。		
	したがって、前年度調査の高度化技術の導入率に対して比較を行う進捗評価方		
	式は、高度化技術の導入局の増加数を加味することができていないことから、例		
	えば、前年度調査の高度化技術の導入局数に対する「増加率」で評価することで、		
	より実態に近い評価になると考えます。		
	【ソフトバンク株式会社】		
3 - 7	(エ) トラヒックに関する課題について	賛同の御意見として承ります。	無
	本調査における周波数帯別トラヒックの事業者合算による評価及び公表方法は		
	適切と考えます。本年3月29日に「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」と題		
	して、事業者合算による5Gインフラ整備方針(5G基盤展開率、5G基地局数、5G人		
	ロカバー率 等)が公表されています。これは、デジタル田園都市国家構想の実現		

	のため、都市部のみならず、地方部においても5Gサービスの利活用を可能とする		
	事業者一体としての目標であると理解をしています。同様に、電波の利用状況調		
	査の評価及び公表についても、5Gサービスが日本全体にどのように整備・利用が		
	なされているのか等、5Gサービスの広がりを概観的に確認できるよう事業者合算		
	とすることが、国民の分かりやすさからも妥当と考えます。なお、本調査におい		
	ては、地域別トラヒックを事業者合算として評価及び公表を行っており、上記の		
	方向性とも合致します。		
	また、周波数帯別トラヒックは、各事業者のネットワーク戦略が類推可能とな		
	りえる経営情報に値するデータであり、安易に公表することは競争環境への影響		
	が大きいと考えられるため、まずは事業者合算による評価及び公表を継続するこ		
	とが要請とリスクのバランスを考慮した上でも適当と考えます。		
	【ソフトバンク株式会社】		
3 - 8	音声トラヒックの利用動向については、電気通信事業報告規則に基づく事業者	音声トラヒックとデータトラヒックは、そ	無
	の報告数値を「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」として取りまとめ、	の特性が異なることから、従来よりそれぞれ	
	公表がなされていること、加えて、過去の利用状況調査の結果より総トラヒック	のトラヒック量を御報告いただいてきたとこ	
	量におけるデータトラヒック量が支配的であることが確認されていることから、	ろです。	
	当該調査の対象から音声トラヒックに関する項目を除外すべきと考えます。		
	【ソフトバンク株式会社】		
3 - 9	(オ) その他の事項に関する課題について	インフラシェアリングは、5G等の整備促	無
	インフラシェアリングの活用状況については、どの地域で推進がなされている	進の観点から、重要な取組であると考えてお	
	のか等の把握が可能となることから有意義な情報であると考えますが、一方でシ	り、その進展について総務省としても注視を	
	ェアリングの相手先がグループ内であるか否かという観点は、直接的に電波の有	していく必要があることから、インフラシェ	
	効利用の評価に対して影響するものではないと考えられることから、総数のみの	アリングの活用状況を多様な観点で調査する	
	調査及び公表で十分であると考えます。	ことが重要であると考えております。	
	【ソフトバンク株式会社】		
3 - 10	(カ)公表の在り方ほか	今後の調査の実施の際の参考とさせていた	無
	前述とおり、調査で提出するデータには経営情報に類する情報も含まれること	だきます。	
	から、その取扱いには十分に留意いただく必要があります。また、調査による回		
	答内容については、電波の利用状況調査に係る評価及び評価結果の最低限の活用		
	に留めていただくことを希望します。		
	また、今回、本調査の公表時期が翌年度調査の調査時期と非常に近くなってし		
	まったことを鑑み、調査時期についての誤解を避ける為、遅滞の無い公表タイミ		

	、がししていただくこした圣神しナナ		T	
	ングとしていただくことを希望します。	【ソフトバンク株式会社】		
9 11	3. その他	【ノノドハンク休式云社】	 御指摘を踏まえ修正をさせていただきま	 有
3-11	3. その他		御相摘を踏まえ修正をさせていたださま す。	1月
	「今和9年庇維世電ギルバAEDWA)であ	る電波の利用状況調査の評価結果(案)」	9 0	
		違する部分があるように見受けられます		
		:見公募対象ではないものの、「令和3年度 犬況調査の評価結果(案)」の概要資料に		
	傍市電品及び全国BWAに係る電波の利用を ついても、関係する部分についてはあわ			
	「ついても、関係する部分についてはめむ	せて二唯節をわ願いしまり。		
	該当箇所	指摘箇所		
	P14	・当社2GHz帯の4G基地局数について		
	 第1款	は、45,009 (+861) の認識です。		
	■ 調査結果の概要(免許人数及び無線局	() 31() 25() 37(
	数)			
	図表2-1			
	免許人ごと及び周波数帯ごとの基地局			
	数の調査結果の概要			
	P21	・900MHz帯2MIMO導入状況に関する訂		
	第6款	正について、当社の全国における2MIMO		
	│ 調査結果の概要(900MHz帯)	導入率は97.7%の認識です。		
	令和2年度調査の当社訂正内容に関す			
	る記載			
	P21	・1.カバレッジ進捗評価における、		
	第7款	①4G基地局数(屋外)については、		
	評価結果(900MHz帯)	58,058局(+15,926局)の認識です。		
	図表2-7	・2. 通信速度向上等進捗評価における		
	評価結果 (900MHz帯)	2MIMO導入率昨年度実績値比較につい		
		ては、-1.5%の認識です。		
	P29	・1. カバレッジ進捗評価における、		
	第15款	①4G基地局数の昨年度実績値比較につ		
	Ⅲ評価結果(2GHz帯)	いては、+861局の認識です。		

	図表2-15	
	評価結果 (2GHz帯)	
	【ソフトバンク株式会社】	
4 - 1	本調査は、各周波数帯の利用状況を客観的に把握できる調査として、デジタル 今後の調査の際の参考とさせていただきま	無
	時代の電波政策懇談会の報告書においてもその重要性が説かれており、本調査の す。	
	趣旨に賛同いたします。 なお、現在、電波監理審議会が電波の有効	1
	今後、第208回国会に提出された電波法改正案に盛り込まれた「周波数の再」利用の程度の評価(有効利用評価)を行うこ	
	割当制度」が導入されると、本調査における評価結果により有効利用がなされてしと等を内容とする「電波法及び放送法の一部	
	いないと評価された周波数帯については再割当ての対象となるなど、より本調査を改正する法律案」について国会で御審議い	
	の重要性が増しますので、令和3年度の調査で周波数帯別のトラヒック状況の調査 ただいているところです。同法案では、同審	
	が追加されたように、今後も調査の充実を図っていただくとともに、引き続き客 議会が、あらかじめ、有効利用評価の基準及	
	なお、評価の透明性や評価結果の公平性を確保するためには、評価基準につい「項に関する方針を定め公表することとしている。	'
	ては調査票の発出と併せて提示されることが適切と考えます。	
	【楽天モバイル株式会社】	
4 - 2		有
	の概要及び評価結果 第20款 調査結果の概要 (3.7GHz帯) 図表2-20 調査結 す。	
	果の概要(3.7GHz帯)】	
	本図表左上の「1.カバレッジ」表内の人口カバー率平均値について、弊社計	
	算結果と相違するように見受けられますので、再度ご確認を頂きたくよろしくお	
	願いいたします。	
	【楽天モバイル株式会社】	
4 - 3	【P48 第2章 調査結果の概要及び評価結果 第2節 複数の周波数帯を横断 グラフにおいては縦軸のメモリを明記して	無
	した調査結果の概要及び評価結果 第4款 全国トラヒックの調査結果の概要及 おり、また本文中においても「このうち4G	
	び評価結果 (2) データトラヒック (全国) ○全契約の平均トラヒック】 データトラヒックが、総携帯電話データトラ	
	携帯電話 (3G) のグラフの縦軸の目盛が、携帯電話 (3G, 44G/5G)、携帯電話 ヒックの約99%以上を占めている。」との記載	
	(4G/5G) 及び高度化BWAの各グラフと比べ、1/200 の値として表示されておりま をさせていただいていることから、原案のま	
	す。	
	9。 他の評価でも類似の比較において目盛が異なるケースは存在しますが、資料上	
	「他の評価でも類似の比較において自盛が異なるケーへは存在しますが、資料工	
	同程度の利用度合いのように見えてしまいます。	
	電波政策懇談会のタスクフォースにおいて、プラチナバンドを含む周波数の再	

	割当てに係る課題の検討が行われている時期でもありますので、携帯電話全体の		
	中での3Gの利用度合いが明確になるような表示にすることが重要と考えます。		
	【楽天モバイル株式会社】		
4 - 4	【P52-53 第2章 調査結果の概要及び評価結果 第2節 複数の周波数帯を横	令和3年度調査では3Gの周波数帯別トラ	無
	断した調査結果の概要及び評価結果 第6款 携帯電話の周波数帯別のトラヒッ	ヒックを調査していなかったため、3Gの周	
	ク状況の調査結果の概要 第7款 携帯電話の周波数帯別のトラヒック状況の評	波数帯別トラヒック状況を公表することはで	
	価結果】	きないことから、原案のままとさせていただ	
	公表されている周波数帯別のトラヒックの調査結果のグラフには3Gのトラヒッ	きますが、頂いた御意見は今後の調査の際の	
		参考とさせていただきます。	
	れていますが、どちらの周波数帯が主に3Gに利用されているのか、また、		
	800/900MHz帯において、3G及び4Gがどのような割合で利用されているのか、本評		
	価結果案では判断することができません。		
	本調査項目は当該帯域の有効利用度合いを客観的に確認するための重要な調査		
	であり、3Gの周波数の再割当制度の導入に向けた議論においても重要な指標とな		
	るものと考えられますので、3Gのトラヒック量も公表されるべきと考えます。		
	これらの情報は、プラチナバンドを含む周波数の再割当てに係る課題の検討を		
	行っている電波政策懇談会のタスクフォースにおける検討にも不可欠なものと考		
	えますので、是非ともよろしくお願いします。		
	【楽天モバイル株式会社】		
5 – 1	携帯電話・BWAで利用する周波数を有効利用するための検討に用いられる、本調	考え方2-1に同じ。	無
	査の趣旨に賛同いたします。その上で、以下のとおり、意見を述べさせていただ	3,533 = 11=1130	7111
	きます。		
	【第1章 移動通信システムの概況と電波の利用状況調査について 第6節 本		
	調査の評価について 2. 評価基準について (1) 各周波数帯の評価の評価基		
	準 ②-1 通信速度向上等に資する技術導入 (実績評価) (ページ番号:11)]		
	通信速度向上等に資する技術導入の評価は、電波の能率的な利用を確保する観		
	点から、適切な評価が行われていると考えております。		
	一方で、新たに加えて頂いたアップリンク高度化技術「UL64QAM」はA~C評価に		
	反映頂きましたが、S評価への反映には至っておりません。		
	同技術は、DL256QAMと同時期に標準化がなされており同世代の技術と解される		
	「日本なけら、 PP500をは同じはなりなけると、4日からないとは、同じんことは「日本はないの」		

	ため、S評価への反映について引き続きご検討下さいますようお願い申し上げま		
	す。		
	【UQコミュニケーションズ株式会社】		
5 - 2	【第2章 調査結果の概要及び評価結果 第2節 複数の周波数帯を横断した調	考え方2-1に同じ。	無
	査結果の概要及び評価結果 第9款 MVNOに対するサービス提供の評価結果(ペ	· · ·	
	ージ番号:55)】		
	当社は2007年12月開設計画の認定当初から、MVNOを中心としたビジネスモデル		
	を展開し、家電量販店等従前は電気通信事業者ではなかった企業様にMVNOになっ		
	ていただく等、現在に至るまで継続してMVNOの拡充に努めております。		
	当社はBWA事業者として主として直接MVNO各社に対してモバイルルータサービ		
	スを提供するとともに、グループ内MNOであるKDDIにデータ通信サービスを提供		
	し、KDDIを介して当社が提供できないスマートフォン向けデータ通信サービスを		
	多数のMVNOに提供することにより周波数の有効利用を図っています。		
	モバイルルータとスマートフォンの市場規模が大きく異なるため提供数の観点		
	では グループ内MNOとそれ以外のMVNOとの差に表れている点を踏まえて評価頂き		
	たいと考えます。		
	【UQコミュニケーションズ株式会社】		
5 - 3	【第3章 今後に向けた主な課題 (1)カバレッジの評価方法、(2)通信速度	考え方2-1に同じ。	無
	向上等に資する技術導入の評価方法(ページ番号:63)】		
	これまでの利用状況調査では、調査結果を提出した後に評価基準が公表されて		
	おります。		
	- 周波数有効利用を促進するためには、評価基準の透明性、予見性を高められる 		
	ことが重要と考えており、今後の評価においては評価基準が早期に公表されるこ		
	とが適切と考えます。		
	こか過めてみんより。 その際には、パブリックコメントを募集頂き、広く意見を求めて下さいますよ		
	うお願い申し上げます。		
	【UQコミュニケーションズ株式会社】	# > 1	6
6-1	1. 総論	考え方3-1に同じ。	無
	「令和3年度携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価結果(案)」		
	(以下、「本調査」) は、「電波の見える化」及び「電波の有効利用推進」の観点で		
	有意義な調査であると考えます。		
			•

	本調査方式となって以来、継続的に当社を含む携帯電話及び全国BWA事業者によ		
	って、電波が適切に有効利用されていることが認められてきました。		
	また、本調査から追加となった「周波数帯別トラヒック」においても、プラチ		
	ナバンドを含む全ての周波数帯域の区分で、適切な電波の有効利用がなされてい		
	ると評価頂き、当社としても引き続きより一層の有効利用推進に努めていきたい		
	と考えます。		
	【Wireless City Planning株式会社】		
6 - 2	<電波法改正後の電波の利用状況調査について>	考え方3-2に同じ。	無
	今国会に提出済みである電波法等の改正案では、「有効利用評価の基準及び方		
	法」をあらかじめ策定し、公表することとなっていますが、その策定の際には、		
	目的、効果及び必要性の検証を行った上で、事業者ごとの周波数の活用方針や展		
	開計画への配慮が必要と考えます。加えて、事業者における作業負荷や経営戦略		
	等に対する影響への考慮が必要であり、調査項目は必要な範囲に限定していくべ		
	きと考えます。		
	評価指標や公表方法については、その内容次第では、ネットワーク戦略が競合		
	する他事業者から類推可能となりえる場合やビジネス戦略にも影響する懸念もあ		
	るため、電波法等の改正後においても現状と同様に事業者との綿密な連携や要望		
	に対する配慮をお願いします。		
	なお、調査項目の追加や変更が生じる場合には、事業者における新たな集計方		
	法の検討や検証作業が必要となることから、事業者との事前協議の実施と、十分		
	な準備期間の確保に対する柔軟な対応をお願いします。		
	【Wireless City Planning株式会社】		
6 - 3		考え方3-3に同じ。	無
	本調査における移動通信システムの「データトラヒック」に関する調査結果か	3,72,7 3 3 (= 1, 3 (7111
	らも分かるように、総データトラヒック等の各種調査結果は昨年度調査に比して		
	増大傾向にあり、5Gサービスの本格導入により今後益々トラヒック需要が増大す		
	ることが想像されます。本格的な5G時代において、トラヒック対策が重要である		
	ことは自明であり、トラヒック対策は周波数のひつ迫と密接に関連するものであ		
	ることから、今後の周波数割当てにおいては直接的にトラヒックに着目した指標		
	の導入が必要と考えます。		
	【Wireless City Planning株式会社】		
6 - 4	2. 本調査及び来年度以降の調査に向けた主な課題について	考え方3-4に同じ。	無

	(ア)調査項目と提出期限について 本調査から追加された周波数帯別トラヒック等、新たな作業を伴う調査項目の 追加は、事業者における集計方法の検討、確認及びデータ検証に時間を要するこ と、また、作業過程における想定外の事象が発生する可能性もあることから、そ の提出期限等については、事前に事業者と十分な協議を実施の上、調整いただく ことを希望します。 【Wireless City Planning株式会社】		
6 - 5	(イ) 評価指標について	考え方2-1に同じ。	無
	現在の携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査においては、一部相対評		
	価が採用されていますが、電波の有効利用に関する評価には、相対評価よりも絶		
	対評価による方法がより適していると考えます。		
	例えば、基地局数については、現在基地局数の多寡のみによる相対評価を実施		
	していますが、基地局展開数には場所ごとに適正値があり、事業者の戦略によっ		
	ても異なるため、一概な基地局数のみの相対的な評価ではネットワーク品質や電		
	波の有効利用度合いを適切に表しているとは言えないと考えます。		
	したがって、前述の今後策定される「有効利用評価の基準」については、他事		
	業者との相対的な評価とは異なる有効利用の基準を設けた上で、その基準を満た		
	しているか否かによって電波の有効利用が図られているかを評価することが適当 と考えます。また、基準策定時においては、次世代システムへの切り替え(マイ		
	ころんより。また、基準界だ時においては、次直代シベノムへの切り替え(マイ グレーション) 時期や新規周波数の立ち上げ期といった単純な比較が困難な場合		
	があることにも考慮が必要です。		
	かめることにも今恩か必安です。 なお、電波全体の更なる有効利用を図るためには、携帯電話及び全国BWA帯域に		
	限定することなく、他の無線システムも含めて横断的に電波の有効利用を比較で		
	きるようなある程度共通の指標を検討することも重要と考えます。		
	【Wireless City Planning株式会社】		
6 - 6	(ウ) 通信速度向上等に資する技術導入の評価方法に関する課題について	考え方2-1に同じ。	無
	事業者は整備計画に基づき、導入エリアや各種ソリューションを考慮の上、段		
	階的に最適なネットワークの構築を行っています。高度化技術の導入については、		
	早い段階で適切な場所に高度化技術を提供するため、導入当初は高度化技術の導		
	入率が一定レベルまで高まる傾向となりますが、その後は高度化技術の導入局の		
	絶対数は増えるものの、高度化技術に必ずしも適さないエリア(屋内等)を含め		

	た全基地局数の増加に伴い、全体からみた導入率は低下する傾向にあります。		
	したがって、前年度調査の高度化技術の導入率に対して比較を行う進捗評価方		
	式は、高度化技術の導入局の増加数を加味することができていないことから、例		
	えば、前年度調査の高度化技術の導入局数に対する「増加率」で評価することで、		
	より実態に近い評価になると考えます。		
	【Wireless City Planning株式会社】		
6 - 7	(エ)トラヒックに関する課題について	考え方3-7に同じ。	無
	本調査における周波数帯別トラヒックの事業者合算による評価及び公表方法は		
	適切と考えます。本年3月29日に「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」と題		
	して、事業者合算による5Gインフラ整備方針(5G基盤展開率、5G基地局数、5G人		
	ロカバー率 等) が公表されています。これは、デジタル田園都市国家構想の実現		
	のため、都市部のみならず、地方部においても5Gサービスの利活用を可能とする		
	事業者一体としての目標であると理解をしています。同様に、電波の利用状況調		
	査の評価及び公表についても、5Gサービスが日本全体にどのように整備・利用が		
	なされているのか等、5Gサービスの広がりを概観的に確認できるよう事業者合算		
	とすることが、国民の分かりやすさからも妥当と考えます。なお、本調査におい		
	ては、地域別トラヒックを事業者合算として評価及び公表を行っており、上記の		
	方向性とも合致します。		
	また、周波数帯別トラヒックは、各事業者のネットワーク戦略が類推可能とな		
	りえる経営情報に値するデータであり、安易に公表することは競争環境への影響		
	が大きいと考えられるため、まずは事業者合算による評価及び公表を継続するこ		
	とが要請とリスクのバランスを考慮した上でも適当と考えます。		
	なお、音声トラヒックの利用動向については、電気通信事業報告規則に基づく		
	事業者の報告数値を「通信量からみた我が国の音声通信利用状況」として取りま		
	とめ、公表がなされていること、加えて、過去の利用状況調査の結果より総トラ		
	ヒック量におけるデータトラヒック量が支配的であることが確認されていること		
	から、当該調査の対象から音声トラヒックに関する項目を除外すべきと考えます。		
	【Wireless City Planning株式会社】		
6 - 8	(オ) その他の事項に関する課題について	考え方3-8に同じ。	無
	インフラシェアリングの活用状況については、どの地域で推進がなされている		
	のか等の把握が可能となることから有意義な情報であると考えますが、一方でシ		
	ェアリングの相手先がグループ内であるか否かという観点は、直接的に電波の有		

	1			
	効利用の評価に対して影響するものでは	ないと考えられることから、総数のみの		
	調査及び公表で十分であると考えます。			
		【Wireless City Planning株式会社】		
6 - 9	(カ) 公表の在り方ほか		考え方3-9に同じ。	無
	前述とおり、調査で提出するデータに	は経営情報に類する情報も含まれること		
	から、その取扱いには十分に留意いただ	く必要があります。また、調査による回		
	答内容については、電波の利用状況調査			
	に留めていただくことを希望します。			
		度調査の調査時期と非常に近くなってし		
	まったことを鑑み、調査時期についての			
	ングとしていただくことを希望します。	的社会所以 2000人 在地方200人 五数2 1 人		
	マクとしていたにくことを加重しよう。	【Wireless City Planning株式会社】		
6 - 10	3. その他	[wifeless city Hamming/AFA]	御指摘を踏まえ修正をさせていただきま	 有
0 10	3. C 0/1E		ず。	7 H
	「人手の左左推世電ジエバ人団DWA)であ	る電波の利用状況調査の評価結果(案)」	9 0	
		違する部分があるように見受けられます		
		見公募対象ではないものの、「令和3年度		
	携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用な			
	ついても、関係する部分についてはあわ	せてご確認をお願いします。		
	*** \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	₩ ±+ /* = r		
	該当箇所	指摘箇所		
	P55 第2節 第8款	・当社のMNOであるMVNOに係るものの		
	MVNOに対するサービス提供の調査結果	訂正について、全契約数に占めるMVNO		
	の概要	契約数の割合は、99.94% (-0.02%)		
	令和2年度調査の当社訂正内容に関す	の認識です。		
	る記載			
		【Wireless City Planning株式会社】		
7	今後の課題のところに楽天モバイルへ	割り当てられている電波が少なすぎるこ	頂いた御意見は、本パブリックコメントの	無
	とが明記されていなかった。この調査結	果を元に電波の割り当て制度を整えると	 対象外ですが、御意見については今後の御参	
	いうのに			
	総務省は楽天モバイルがプラチナバン	ドがない状況で競争している状況の異常	考とさせていただきます。	
	性を理解していない			

	【個人】	
8	早急に楽天モバイルにプラチナバンドを割り当ててください	無
	屋内で繋がりにくいです	
	【個人】	
9	この調査で楽天モバイルが不十分な電波割り当ての中でも、電波環境を整えて	無
	いることがわかった。楽天モバイルなら、プラチナバンドを含めた電波帯を安全	
	かつ効率的に運用できるとおもうので、楽天モバイルへの電波の配分を要望しま	
	す	
	【個人】	
10	電波割り当て計画の変更のためとあるが、いつ頃に実施する予定ですか?	無
	現在の電波割り当ての状況はかなり偏っている(新規参入企業の割り当てが極	,,
	端に少ない)ので急を要すると思いますが	
	【個人】	
11	電波の再割り当て計画の変更はいつおこなわれますか?	無
	【個人】	
12	結果を見ると、私個人としては楽天モバイルは電波を十分に扱えていると思い	無
	ます。	
	総務省としての意見が聞きたいのですが、今回の結果は、電波帯の再配分を受	
	ける基準に達していますか?	
	【個人】	
13	この調査結果は、周波数の割り当ての審査の参考になると思いますが、周波数	無
	の割り当てはいつ頃になる予定ですか?	
	【個人】	
14	調査結果が出たので、この結果をもとに電波の再割り当てを即刻行うべきです	無
	電波の再割り当てを行うかの判断基準を持ちながら、何もせずに放置するのは	
	調査にかかったコストを無駄にするだけで、税金の無駄です	
	【個人】	
15	楽天モバイルの使っている周波数が少なすぎる。独占禁止の観点で問題がある	無
	のではないか。	
	総務省があまり問題視していないので漁業に例えると、選ばれた3隻の漁船は魚	
	介類が豊富に取れる海域で漁業を行えるのにかかわらず、その他の漁船は漁港の	
	周辺でしか漁業を行えない状態です。海域を周波数に置き換えることができます。	

		1
	3隻はその海域で独占的に漁業を行える権利を手放したくないので、様々な圧力	
	をかけます。それをモバイル市場に例えると総務省の天下りなどに置き換えるこ	
	とができます。	
	独占禁止の観点から見れば、今のモバイル市場は異常です。即刻、周波数の再	
	割り当てを実施して現状を改善すべきです	
	【個人】	
16	電波の再割り当てを推進するためとありますが、これって楽天モバイルへが懇	#
	願しているプラチナバンドの配分が主ですよね この調査で楽天モバイルに電波	7///
	を再割り当てできるかどうか判断できると思います	
	今後の課題のところで、電波の再割り当てについて検討すべきです。そのくら ************************************	
	い迅速性が求められると思います。再割り当てに必要な負担や作業の期間などを	
	まとめ、早急にモバイル各社に提示すべきです。企業にも準備の時間が必要な訳	
	ですから、計画の提示は急ぐべきです。	
	電波の再割り当ては独占禁止の観点から問題があり、直ちに是正すべき案件で	
	す。	
	プロなら癒着があるとか天下り先だからとかそういう配慮は捨ててください。	
	電波の管理者としての責任を全うしてください	
	【個人】	
17	楽天モバイルの使える電波帯が少なすぎます。通信エリアの面積が少ないとか	無
	評価していたが、プラチナバンドがないと広いエリアをカバーできないのは明ら	
	かなのに。	
	早くプラチナバンドを割り当ててください。この不平等な状況を放置するだけ	
	なら、小学生でもできます。電波の割り当てを行って初めて仕事をしたといえま	
	す。仕事してください	
1.0	この調査は電波の再割り当てのために必要なものであるが、電波の再割り当て	無
18		,,,,
	はいつおこなれる予定なのか明記してほしい。	
	【個人】	-
19	この調査は電波の割当計画の変更などに利用され、施策を推進するためである	無
	とあるが、調査の目的を考えれば、この調査結果を元に携帯電波の再割り当て計	
	画を作って発表すべきだと思います	
	いわゆるプラチナバンドの周波数が移行する場合の個別課題に関する主な意見	

_		
	を募集してから、もうすぐで10ヶ月が経ちます。	
	これだけの時間をかけて、再割り当ての計画すら立てていないのは、おかしい	
	と思います。計画を立てないのであれば、その根拠も示すべきです。	
	【個人】	
20	楽天モバイルの電波の利用状況が良好だったので、割り当てられた電波を適切	無
20	に利用できると判断し、プラチナバンドを含む電波の再割り当てを実施すべき	7111
21	電波の再割り当てを行うとすればいつ頃行われることになりそうですか?	無
21		ж
	【個人】	
22	電波の再割り当ての際に使うための調査結果なら、この調査結果が古くならな	無
	いうちに、再割り当てを行うべき 古いデータを参考にしても何の意味もない	
	【個人】	
23	この評価結果が実質、楽天モバイルへの電波帯の再割り当ての判断基準になる	無
	と思いますが、総務省は割り当てにふさわしい基準を示すべきだと思います。達	
	成すべき人口カバー率などを設定し、それを達成できた時点で再割り当てを実施	
	すべきです。	
	モバイル市場の寡占化を止めるには、電波の再割り当てが必要なはずです。企	
	業が努力して、それに応じないのは公的機関としてはどうかと思います。総務省	
	も努力すべきです。	
0.4	楽天モバイルが人口カバー率が96%達成しましたが、電波の割り当てを受けるこ	無
24		無
	とができますか?	
	楽天モバイルを使ってる身とすれば、総務省が電波の再割り当てを行わないせ	
	いで携帯が屋内で繋がりにくいのは許せなくて、、、	
	楽天モバイルを使っている人も国民の1人であることを忘れないで頂きたい	
	【個人】	
25	この調査を参考に電波の割り当てを行うと思いますが、電波の再割り当ての検	無
	討が始まって、もうすぐ一年です。電波の再割り当て実施どころか計画すら発表	
	していないのは、さすがに遅すぎると思います。その対応の遅さがモバイル市場	
	の寡占化の原因になっていることを自覚してください。	
26	総務省が楽天モバイルに電波を再割り当てをしない理由をしない理由を述べて	無
		VIII)

	頂きたい。		
	【個人】		
27	電波の再割り当てについてです。楽天モバイルがプラチナバンドの再割り当て	+	無
21			ж
	を懇願して、人口カバー率も96%も達成しましたが、電波の再割り当ての計画すら 発表されていません。		
	1/		
	モバイル市場において、既存の3社がプラチナバンドを独占し、新規参入企業に		
	プラチナバンドを割り当ててない今の状況を総務省として今後も放置するつもり		
	でしょうか?今後の方針を聞きたいです。		
	【個人】		feet
28	この調査結果を参考に新規参入した楽天モバイルに電波の再割り当てを行うと		無
	思いますが、再割り当ての条件を楽天モバイル側に示すべきだと思います。		
	いたずらに再割り当てを先伸ばすことは既存企業の優遇となり、公正な競争を		
	阻害することになります。		
	【個人】		from the same of t
29	新規参入企業に対する電波の再割り当てについてですが、プラチナバンドなど		無
	既に割り当てられている帯域の再配分は、ドコモなどの既存の企業が寡占状態を		
	維持しようとすると思います。既存起業の言い分を聞くと、いつまで経っても、		
	再割り当てが行われず、競争が阻害されると思います。電波の管理者として責任		
	を持ち、時には強制力を持って再割り当てを行うべきです。		
	【個人】		
30	去年、プラチナバンドの再割り当てについて、問題提起されて、懇談会が開か		無
	れてますが、いまだに何も決まってないのはおかしいと思います。税金の無駄で		
	す。割り当てないなら、割り当てない。割り当てるなら割り当てる。行政が決め		
	ないと企業は混乱します。調査もしているのだから判断の材料は揃っているはず		
	です。		
	【個人】		
31	この調査を電波の再割り当て制度に利用する旨を述べてありますが、問題提起		無
	されてからかなりの時間が経ちますが未だに計画すら発表されてない状況です。		
	そもそも電波の再割り当てを行うつもりはあるのかないのか、もし行わないので		
	あれば再割り当てを行わない理由を示すべきです。		
	携帯会社とその客、契約を検討している国民すべてに混乱と不利益をもたらし		
	ている状況なので、現時点の見解状況を示すべきです。		

	【個人】		
32	この通信環境の調査を参考に電波の再割り当て制度を作っていくと思います。	-	無
			Ж.
	現在、楽天モバイルがプラチナバンドを懇願しているにも関わらず、割り当てを		
	していない理由を示すべきだと思います。プラチナバンドを再割り当てする条件		
	を明確にすることで、現場も混乱しないと思います。総務省の中でおこなわれて		
	いることがブラックボックスになっていて、まったく透明感がないことも、行政		
	機関としてどうかと思う。再割り当てを行うには何が必要なのか、どのような努		
	力がひつようなのかを秘密にするのではなく、具体的に示すべき。		
	【個人】		
33	結果を見ると、楽天モバイルへの電波帯の割り当てが他の3社と比べて極端に少		無
	ないと思います。そのことに対して記載がありませんでしたが、総務省はどのよ		
	うに考えていますか?		
	あと、パブリックコメントは当日に読まれるだけと聞いたことがありますが、		
	専門家の人にもっと前から目を通させておく必要があると思います。		
	【個人】		
34	楽天に割り振られている電波が少なすぎます。人口カバー率が96%を超え、通信		無
	環境を整えているにもかかわらず、総務省が電波を再割り当てないのは行政の裁		
	量の余地を超えていると思います。本来、割り当て制度がなくても割り当ては行		
	えるはずです。今回は急を要する事態なので割り当て制度の確立を待たずに電波		
	の割り当てを行うべきです。いたずらに割り当てを先伸ばさないでください。		
	総務省が今現在やっている新規参入企業を電波を与えないで冷遇し、既存企業		
	を優遇する行為は、独裁国家によく見られることです。		
	同じ条件下で自由な競争をさせることこそが民主主義国家なのではないでしょ		
	うか?		
	電波の再割り当てには多額のコストがかかることは承知しておりますが、楽天		
	电仮の丹割り当くには多額のコストがかることは承知しておりまりが、栄入モバイル自身が負担すると主張していることですし、割り当ては行えるはずです。		
	今の競争が阻害されている状況は行政の暴走と言わざるを得ない。		
0.7	【個人】		Arri
35	楽天モバイルに電波の再割り当てをうけさせるための判断材料は揃ったはずで		無
	すが、再割り当てを行わない理由はなんですか?		
	【個人】		<u></u>
36	楽天モバイルがプラチナバンドを懇願していますが、総務省は電波の再割り当		無

	てを実施していません。実質的にドコモ、au、ソフトバンクの3社がプラチナバン		
	- 「じん笑施しているとれる。 笑質的に下って、 du、 ファイン ひのにがファイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン アイン ア		
	【個人】		_
37	楽天モバイルが電波帯割り当てを懇願しているのに総務省は割り振らないが、	周波数の割当てに関して、令和4年2月28	無
	独占禁止法に抵触しないのか?総務省としての意見をお聞かせ願いたい	日から同年3月31日までの間、2.3GHz帯にお	
	【個人】	ける第5世代移動通信システムの普及のため	
		の特定基地局の開設計画の認定申請を受け付	
		けておりましたが、楽天モバイルからは申請	
		がありませんでした。	
38	2 7ページ	通信速度向上等に資する技術導入(進捗評	無
	ドコモに対する評価	価)において、ドコモはA評価、ソフトバン	
	「各評価指標の観点において、適切な電波利用が行われていると認められる。」		
	ソフトバンクに対する評価	まえコメントを記載させていただいておりま	
	「各評価指標の観点において、より適切な電波利用が行われていると認められ		
	3。]	さを示すものではなく、通信速度の向上(電	
	これって何が違うんですか?	波の有効利用)の改善度での評価となります。	
	「より」とはドコモよりソフトバンクの方が、ビンビンに立っているって意味	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
	ですか?		
	「より」の意味が分かりません。		
	でも「評価結果」を見ればドコモの方が、ビンビンに立っていそうですが?		
	【個人】		